

## 『H30年度税制改正大綱(2) 事業承継税制が抜本的拡充』

中小企業経営者の高齢化が進展する中、円滑な世代交代を早急に図るため、10年間の特例措置として事業承継税制の抜本的な拡充が行われることとなった。

贈与・相続等により非上場株式を取得して事業承継を行う場合、猶予対象の株式の制限(発行済議決権株式総数の3分の2)を撤廃し、納税猶予割合80%を100%に引き上げて、贈与・相続時の納税負担が生じない制度とする。承継される会社は、平成30年4月1日から35年3月31日の間に承継計画を



都道府県に提出すること、円滑化法第12条第1項の認定を受けることが要件。後継者については、会社の代表権を有し、同族関係者と合わせて総議決権の過半数を有すること、同族関係者のうち議決権を最も多く有することが必要となる。なお、総議決権数の10%以上を有していれば、議決権数の上位2名又は3名の者が複数の後継者となることができる。また、代表者以外の者から贈与等で取得する非上場株式も、5年以内に申告書の提出期限が到来するものに限り特例の対象となる。さらに雇用確保要件も弾力化し、現行の事業承継税制における要件を満たさない場合でも納税猶予の期限は確定しないこととなった。但し、満たせない理由を記載した書類を都道府県に提出することが条件。

## 『平成28年度相続税申告状況ほぼ昨年並みに推移—国税庁』

国税庁はこのほど、平成28年中に発生した相続・遺贈等による財産取得による相続税の申告状況の概要をまとめ公表した。平成27年1月1日以後の相続等は、平成25年度税制改正により、基礎控除額の引下げ等が行われているため大きく増加している。平成28年中の被相続人数は約131万人(平成27年約129万人)、このうち相続税の課税対象となった被相続人数は約10万6千人(平成27年約10万3千人)で、課税割合は8.1%(平成27年8.0%、平成26年度4.4%)となった。課税価格の合計は1兆7,813億円(平成27年1兆5,554億円、平成26年度約1兆5,000万円)で、被相続人1人当たりでは1億3,960万円(平成27年1億4,126万円)。税額の合計は1兆8,681億円(平成27年1兆8,116億円、平成26年度約1兆4,000億円)で、被相続人1人当たりでは1,764万円(平成27年1,758万円)となっている。相続財産の金額の構成比は、土地38.0%(平成27年38.0%、平成26年度41.5%)、現金・預貯金等31.2%(平成27年30.7%、平成26年度26.6%)、有価証券14.4%(平成27年14.9%、平成26年度15.3%)の順となった。



出典元: 日本中小企業経営支援専門家協会(JPBM) ※本記事・内容の無断転載を禁じます

21世紀を創造する中小企業のベストパートナー

〒460-0012 名古屋市中区千代田三丁目14番22号

葵総合経営センター

(葵総合税理士法人)

TEL : (052) 331-1768 FAX : (052) 332-5282

『Homepage』 <http://www.aoi-cms.com/> 『e-mail』 [aoi@aoi-cms.com](mailto:aoi@aoi-cms.com)